

第194回

近畿地方交通審議会
神戸船員部会議事録

令和6年11月22日

神戸運輸監理部

[第194回 近畿地方交通審議会 神戸船員部会議事録]

1. 日 時 令和6年11月22日(金) 15時30分から
2. 場 所 神戸運輸監理部 調停室
3. 出席者
(公益委員) 湊部会長、櫻庭委員、石黒委員、寺尾委員
(労働者委員) 浦委員、和田委員(欠)、中野委員
(使用者委員) 南委員、加藤委員、山中委員
(運輸監理部) 岡村海事振興部長、土谷海事振興部次長
熊澤海上安全環境部調整官(欠)
(事務局) 中江船員労政課長、江川船員職業安定係長
4. 議 事
 - (1) 管内の雇用状況等について
 - (2) 船員に関する特定最低賃金の改正
 - (3) その他
5. 閉 会

[議 事 概 要]

海事振興部次長

定刻となりましたので、第194回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から、委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、労働者委員1名が欠席されており、公益委員1名はまもなく到着されます。運営規則に定める、公労使委員各1名以上並びに全委員の過半数出席を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

・議事次第

・資料1 「第193回近畿地方交通審議会 神戸船員部会 議事録（案）」

・資料2 「神戸管内船員職業紹介等実績（10月分）」

・資料3 「全国版船員職業紹介実績一覧表（9月分）」

・資料4 「船員最低賃金関係資料」

神戸船員部会（第196～199回）開催日程

神戸船員部会情報

本日の資料は以上です、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。

最初に、第193回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配付されています資料1の議事録をご確認ください。

海事振興部次長

事務局から報告させていただきます。

(削除部分について説明)

部会長

そのほかは、皆さん、いかがでしょうか。事務局からの報告も含め、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題(1)の「管内の雇用状況等について」について、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料2に基づき、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

10月期の新規求人件数は32件で、前月差+7件、前年同月差+2件、月間有効求人件数は101件で、前月差▲2件、前年同月差+14件でした。

新規求職件数は5件で、前月差▲10件、前年同月差▲3件、月間有効求職件数は25件で、前月差+2件、前年同月差▲4件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は48.2歳、月末有効求職者の最高年齢は77歳で10月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数は1件、求職側から見た成立件数は3件でした。

詳細は、4ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

次に10月の月間有効求人倍率は4.04倍で、前月比▲0.44ポイント、前年同月比では+1.04ポイントでした。

続いてページ数2ページ目、管内の求人・求職・成立数の内訳をご覧ください。

新規求人32件の内訳をご報告します。

職員が21件、部員が11件、船種別では、ガット船、ケミカル船、RORO船、タンカー船、液化ガスばら積船を含む貨物船が26件、作業船、ハーバータグを含むその他船舶が6件でした。

甲機別では、甲板部の求人が13件、機関部の求人が17件、通信部の求人が1件、事務部(司厨長)の求人が1件でした。

次に、新規求職者5名の内訳をご報告します。

職員が3名、部員が2名、船種別では、自動車運搬船、タンカー船を含む貨物船を希望する方が5名でした。

甲機別では、甲板部が2名、機関部は2名、事務部(司厨長)を希望される方が1名でした。

年齢構成としては、30歳未満が1名、30歳代が1名、40歳代が1名、50歳代は0名、60歳以上は2名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は1名、会社都合が3名、その他の方が1名おられました。

5 ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

10 ページ、資料2の最後です。

雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者はなし、10月中の新規受給者は1名で、10月1日付で就職された方に9月分の基本手当として、140,228円を支給しました。

下段に記載があります高年齢求職者給付につきましては、9月20日に受け付けた方に353,250円を支給、合計493,478円を支給しております。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。全国の船員の9月分の実績は、新規求人数が1,125件、新規求職件数が213件、有効求人倍率は4.74倍で、前月比▲0.3ポイントでした。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

(なし)

部会長

他にないようでしたら、議題(2)「船員に関する特定最低賃金の改正」に移ります。

11月18日に、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会の第1回目が開催されました。調査・審議等については、私が専門部会長に選任されたので、簡単に概要を報告いたします。

なお、内航最賃専門部会は、議事録を全部非公開として審議を行いましたので、本日の船員部会議事録においても、今から報告する部分は非公開といたします。

(神戸内航最賃専門部会 概要報告)

以上、簡単ですが、第1回目の内航最賃部会の概要報告とします。

それでは、内航最賃専門部会に出席されていた労働者・使用者委員の方から補足説明や、先ほどの報告に関する質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

部会長

なければ、事務局から、最低賃金の改正に係るその他の報告等について、お願いします。

海事振興部次長

では、先ほどの冒頭の議事録の一部非公開については承知いたしました。

今後、内航・旅客の最賃専門部会について、念のために最賃の審議資料2枚目に、日程を改めてつけさせていただいております。

内航の2回目は12月2日、旅客の第1回目が来週の11月26日、これがもし結審しなかった場合の第2回目は12月17日に開催いたしますので、ご担当の各委員におかれましては、ご出席を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次回、12月24日の船員部会までに両方の専門部会が結審してありましたら、次回の部会では答申案をご確認いただいて、船員部会の中で承認されましたら、速やかに近畿地交審会長にご報告するという運びになります。

なお、お手元に最賃の審議資料状況一覧の最新版をおつけしておりますが、あくまで確定・答申前の段階のものでありますので、改定金額が載っているものもごさいますが、この場限りのものとしてお取り扱いいただけるようお願いいたします。

部会長

ただいまの報告について、ご質問等があれば、お願いします。

(なし)

海事振興部次長

引き続き、私の方から発言よろしいでしょうか。

前回の船員部会におきまして、労働者委員から、漁業最賃専門部会の傍聴、意見書の在り方についてのご発言がございました。その場では事務局の預かりとさせていただいたので、それにつきまして説明・回答をさせていただきたいと思っております。

労働者委員のご発言どおり、神戸船員部会運営規則第10条に「部会の会議及び議事録は、原則として公開する」とあり、原則、どなたでも傍聴いただくことが可能となっております。意見書の提出と傍聴することは、直接は関係ございません。こちらの事務局で調べ不足によりまして、正しい説明ではなかったことにつきましては、率直におわび申し上げたいと思っております。

このやり取りの際に、漁業最賃部会について、全日海さんから、意見書を提出しないけれども当日発言をしたいというご連絡も併せていただいております。その際には、傍聴者は発言権がなく傍聴のみですというご説明をしております。意見書の提出があった場合には、これは官報公示手続を経たものであり、審議資料の1つとして取り扱いますので、公益委員と事務局で事前に打合せの場を設けるのですが、その際には、事務局から委員に、当日は意見書の提出がございまして、また当日は、関係者が傍聴席に来られておりますと進言しております。

あくまで専門部会当日進行は、事務局の説明があつたとしても、部会長の判断によるものですが、意見書の関係者がその場で傍聴されてるわけですから、それをお

伝えして、専門部会長が発言の機会についてご判断される1つの要素になっていたかと思います。

また、漁業最賃専門部会の当日の状況についてご説明しますと、事務局が資料について説明した後に、使用者・労働者委員各委員から、物価高の影響や、陸上最賃の話題や漁業の経営の厳しさに関する話題が出まして、但馬地区の漁業関係者の現状に関する情報共有がございました。

公益委員並びに事務局にとりましては、現地の状況を直接聞けることは貴重なことですので、更にいろいろな情報を伺いたいところでしたので、話題の中の自然な流れにおいて、部会長から漁業関係の傍聴者にも話題を振るようなご判断をされたものと認識をしております。

以上、説明が長くなりましたが、今後の取扱いについて事務局として整理いたしました。傍聴に当たり、意見書の提出を求めることはありません。ただ、今回のように、発言をしたいというあらかじめのご意向があった場合につきましては、原則として、傍聴者は、発言権はありませんというご回答になります。

議事進行の中で発言の機会を与えるかどうかは、専門部会長がご判断されます。事務局からは、意見書は審議資料の1つであることから、提出の有無について事前の打合せの中で説明をさせていただきますが、これについては、漁業のみならず、内航や旅客の場合も同様となっております。部会長が、それを踏まえて議事進行される中で発言の機会を設けるかどうかをご判断されますので、その点をご理解いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

部会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があれば、お願いします。

労働者委員

よく分かりました。次年度以降、どうなるか分からないけど、意見書の提出はなくても傍聴はできるよ。ただ、その傍聴者の意見については、専門部会長の判断によるものだ。意見したかったら、事前に意見書を提出して、何らかの意見を述べた上であれば、意見は述べられるという理解でいいのかな。それも部会長の判断なの？

海事振興部次長

そうです。意見書提出があっても、その意見書に関しての発言という部分、そこは部会長の判断に変わりはありません。

労働者委員

なるほど。でも、基本的には意見書があっても、その関係者が傍聴してれば、意見

は基本的には求められるという理解でいいですか。

部会長

私が専門部会の際は、意見書が出ていて、その場にいらっしゃるわけですから、当然お聞きしましたし、今回の場合であれば、傍聴席にいらっしゃる方も少なかったもので、ぜひ意見を聞きたいなということでそういう判断をさせていただきました。

労働者委員

よく分かりました。

あと1点、この意見書の提出先だけど、近畿地方交通審議会会長宛てに出してるじゃないですか。会長まで行かずに、基本的には部会内で全部処理したということでもいいの？

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

会長にまで行ってないわけね。

海事振興部次長

はい、部会の中の審議資料です。

労働者委員

では、部会長宛てでいいの？来年から。だって、おかしいよね。近畿地方交通審議会会長宛てに出しなさいとなってると思うんですよ、出そうと思ったときは。そこまで行かないで部会内で処理されてるのは、ちょっと腑に落ちない部分がありますね。

海事振興部次長

確認いたします。

労働者委員

次回で構わないので、確認お願いします。

労働者委員

公示で宛先まで書いてって、そこへ来たら、正式な理由で扱われないという話になっても具合悪いし。

海事振興部次長

まだ、答申の手続きまで到達していないので、詳細な確認ができておりません。
申し訳ありません。

部会長

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

部会長

ないようでしたら、議題（3）、その他に移ります。
委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。
まず、公益委員の皆様、いかがでしょうか。

(公益委員なし)

部会長

次、労働者委員の皆さん、いかがでしょうか。

労働者委員

11月19日から21日まで3日間、私ども、FOCキャンペーンという、外航の未組織船を組織させていこうというキャンペーンをやっているわけですが、その中で1隻、船体はかなり傷んでいるというか、へこんでて非常に危ない。また、ホーサーもかなり擦れてて、このままだったらいつ切れてもおかしくない状況になって、あと、ラットガードも適正にされてなくて、衛生上、安全上問題あるという船があったので、写真を添えて、昨日、改めて提出されたんですけど、訪船は、過去に行ったから、今回行かないという話があったらしいんです。

とはいえ、過去に行ったとしても、現状で危ない船があるので、ちゃんと警戒には行っていただきたいなと思いますので、その辺、こちらの船員部会として進言していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

前回出したみたいに、舷梯を上げられてどうのこうのって、それはこの間、回答をいただいて、話はあったんですけど、かなり危険を伴うような感じだったので。

船員労政課長

昨日、外国船舶監督官よりお電話でご説明があったかと思うのですが、私どもがお聞きしているのは、確かに船体に目立つ傷があるが、穴が開いてる様子ではなかったと。

労働者委員

穴開いてたら、アウトじゃないですか。そうなる前にやるのがP S C官でしょうという話です。

船員労政課長

それも含めて、外国船舶監督官の判断になります。

労働者委員

いや、今の発言は駄目だよ。

穴が開いてないからいいじゃないかって、それはおかしい話ですよ。

船員労政課長

外国船舶監督官としては、画像資料を見て、船舶代理店にも確認を行った上、現状では本船に出向くという判断はしないということです。

労働者委員

あの写真を見ても？

船員労政課長

詳細はわかりませんが、代理店とも連絡を取ったそうです。

労働者委員

写真見ました？

船員労政課長

見ました。

労働者委員

あれは危ないと思います。あれで平気だと思う人が分からないけど。

船員労政課長

外国船舶監督官の判断になります。この件について、疑義があれば、外国船舶監督官までお尋ねいただけないでしょうか。

労働者委員

いや、別に我々は事故があったところで、組織船でもないし、そういう言い方は失礼けども、関係ないといえば関係ないけど、危ないですからね。ホーサーなんかをはねたら、作業員が死にますから。命に関わる話ですから。

労働者委員

日本人の作業員が頻繁にやっとするので。昨日、やり取り見たら、おとといに第1回のP S C要請を出したんです。それは、舷梯を上げられて、対話はできないという船員の権利をほごにしているという意味で出したんです。

昨日、それにプラス、船体、係船の安全衛生に関わる部分で、M L Cに関わる部分で出させてもらったんです。その後、夕方ぐらいだったと思うんですけど、P S Cの方からうちの担当に電話がありました。そのやり取りを聞いていましたら、判断したという話はあるんですけど、2か月前にも行ったからという説明もあったんです。そう再々行けないみたいな感じで。

ただ、P S Cって安全なので、例えば2か月前に行って、P S Cで入って、どこを見たのか分からないですけど、そこで指摘した部分が、2か月後また入ってきてるんだから、そこに改善されてるかって見に行くのが当たり前だと思うんです。2か月前に指摘して入った中で、それが改善されとるかどうかを確認する責任があると思うんです。なおかつ、2か月後に入ったときに、まだホーサーも、いつ切れるか分からないぐらいの入り方をしている。船体も穴が空いてないと言いながら。

船員労政課長

私の表現が不適切だったかもしれません。

労働者委員

そこはあれですけど。まず、ホーサーがちょっと危ないというのを、それを2か月後に確認しに行くのが当たり前ではないかなと思ったんです。こういう情報を出している以上は、それを確認する。

労働者委員

何もなければいいです。

船員労政課長

もちろんそうです。

労働者委員

何もなければいいけど、あったときは、我々は突っ込みを入れますよ、間違いなく。出動要請を出しましたよねと。担当じゃないんだけど。

船員労政課長

外国船舶監督官も何かあれば、ご説明はさせていただきますとっておりますので、疑義があれば、申し訳ございませんが、外国船舶監督官までお願いできますでしょうか。

労働者委員

また、船員部会の中でこういう論議があったことを共有しといていただければと思います。

使用者委員

そうですね。実際、切れてから動いたでは遅いわけじゃないですか。

船員労政課長

はい。

労働者委員

まさにそういう感じですね。

使用者委員

我々は末端でやってるわけで、ホーサーが非常に悪い場合は、常に代理店を通じても報告してるんです。当然、2か月前にそういう状態であって、改善されているという話もあって、うちは作業してるわけなので、万一切れて、我々も昔、死亡事故を起こしたという痛い経験がありますので、それを考えると、また見られてひどい状態だったということだったら、再度PSCが行って、嚴重注意してもらうなり、その辺は制限かけてもらわないと安全に作業ができないので。

船員労政課長

もちろん、ホーサーについても連絡するとは聞いております。現時点で連絡しているかは確認は取れておりませんが、昨日の時点では、そのように報告は受けております。

部会長

ポートステートコントロールを行うに当たって、ポートステートコントロールの担当官はいろんなマトリックスなんかを通じて、要注意船とマークをしながらやっています。あとは、現場からのいろんな情報、窓口もあるわけです。今度は、その窓口からの情報をどう取り扱ったかが重要なのかなと、聞いていて思っています。

周りで見られた方が危ないんじゃないかという案件は、極力対応して、すぐ行っていただいたほうがいいのかと思うんですけど。ポートステートコントロールの方も忙しいのかもしれませんが、どうなんですか、実際のところは。まわりきれないですか。

海事振興部次長

代理店には確認指示したとは聞いてます。

部会長

代理店の指示ではないですもんね。船長に対して、レターを渡すなり何なり、ワーキングがどこまでいってるかという問題も大きく関わってきますよね。

船員部会としては、より強力にP S Cをして、できるだけ安全に努めていただきたいというようなことでよろしいですか。

労働者委員

お願いします。

部会長

労働者委員、その1件だけでよろしいですか。

労働者委員

大丈夫です。

部会長

では、使用者委員の皆様、いかがでしょうか。

(使用者委員なし)

部会長

行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長

では、事務局から、手元の資料で、令和7年1月から4月までの船員部会の開催日程案についてご説明させていただきます。

現時点における開催日時の案ですが、既に今の時点で第4金曜日以外の日程を含んでおりますので、先日メールで先にお知らせして、年度末でご多忙な時期ですので、あらかじめご確認いただきたくお知らせしたものです。

もし現時点で、この日程では欠席者が多く船員部会の開催基準を満たさない可能性が高い場合は再度調整したいと思いますが、今この場でお分かりになる範囲でお申し出いただけたらと思いますがいかがでしょうか。

(ご意見あり)

海事振興部次長

では、今のところこの日程で、欠席者は1名ずつですので、取りあえず、この日程案のままで1月以降は進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願

をいたします。

もし急遽ご欠席が分かり、再調整が必要な場合が発生すること今後もあると思います。これは事務局の都合で恐縮ですが、年度末は当庁舎内で会議室の確保が非常に難しくなっております。ご欠席が判明した段階で早めにお知らせいただいて、とにかく場所を先に確保しないとイケない状況になりますので、なるべく早めにお教えいただけると助かります。よろしく願いいたします。

労働者委員

ちなみに、仮に東京とかに出張でウェブでの参加も今後もありという理解でよろしいですか。

海事振興部次長

はい、そのお話がありましたら、設置させていただきます。

労働者委員

はい、分かりました。

海事振興部次長

続いて、船員部会情報について簡単にご説明いたします。現在、募集中のパブコメが1件ございます。海上運送法第39条の19に基づく、環境への負荷の低減等の性能等を有する「特定船舶」の認定基準を定める告示において、認定要件の一つである規制値を改正し、令和7年1月以降に建造契約する船舶から適用しようとするものです。

本省プレスは、海事局がすすめている、旅客船事業者が安全性の向上に積極的に取り組んでいることを評価する「プラスワンマーク制度」の創設について、その評価と認証を行う団体の募集を行っておりましたが、この度 一般社団法人日本海事代理士会 を選定した、というものです。

監理部のプレスは2件お付けしています。1件目は、「公共交通事故被害者等支援フォーラム」の開催に関するものです。平成24年4月に国土交通本省に公共交通事故被害者等支援室を設置し、公共交通事故で被害に遭われた方への支援を行っておりますが、公共交通事業者の方々に安全・安心の確保や公共交通事故被害者等支援の意義などについてより一層理解を深めていただくため、公共交通事業者や関係団体、一般の方を対象としたフォーラムを開催しようとするものです。

2件目が旅客船の「運航管理者及び乗組員研修」の開催に関するものです。この研修は、旅客船の運航管理者及び乗組員を対象に、安全意識のさらなる向上を図るため、神戸運輸監理部（海上安全環境部運航労務監理官）と神戸旅客船協会の共催で毎年実施しているものです。これまで、運航労務監理官からの「旅客船の安全運航」とあわせて、「一般救命講習（AED機器の取り扱い）」や「高齢者・障がい者の

特性」といった、その時々に応じた講習を実施しており、コロナ禍においては、対面実施を控えて動画配信により研修を行うなどして実施しておりました。今年度は、今年1月に発生した能登半島地震や南海トラフ地震の臨時情報発表があったことを踏まえ、神戸地方気象台の方をお招きして地震・津波に関する講演も予定しておりますので、ご紹介させていただきます。

その他は、毎回同様、主なスクラップ記事、9月の内航海運輸送動向、10月分の月例経済報告をお付けしております。長くなりましたが、事務局からは以上です。

部会長

ただ今、事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様からご意見等がありましたらお願いします。

特にございませつか。なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行ありがとうございました。それでは本日の部会はこれにて終了させていただきます。

次回の船員部会は、12月24日（火）10時30分からこの場所で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。